特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
48	予防接種関係事務 基礎項目評価書 (新型コロナウイルス感染症対策にかかる予防接種事務) 【令和6年9月30日終了】

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

青梅市は、予防接種関係事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

なし

評価実施機関名

青梅市長

公表日

令和7年4月24日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務					
①事務の名称	新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種に関する事務				
②事務の概要	新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務 ・ワクチン接種記録システム(VRS)へ予防接種対象者及び発行した接種券の登録を行う。 【令和6年3月31日終了】 ・予防接種の実施後に接種記録等を登録、管理し、他区市町村へ接種記録の照会・提供を行う。 【令和6年3月31日終了】 ・予防接種の実施後に、接種者からの申請に基づき、VRSを使用し、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書 の交付を行う。【令和6年9月30日終了】				
③システムの名称	ワクチン接種記録システム(VRS)				
2. 特定個人情報ファイル	名				
新型コロナウイルスワクチン接	種記録ファイル				
3. 個人番号の利用					
法令上の根拠	・番号法9条第1項別表 14項(予防接種法) ・番号法第19条第16号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ) ・番号法第19条第6号(委託先への提供)				
4. 情報提供ネットワークシ	ノステムによる情報連携				
①実施の有無	<選択肢> 1)実施する 2)実施しない 3)未定				
②法令上の根拠	情報照会 ①番号法第19条第8号 ②番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令 25、26、28 情報提供 ①番号法第19条第8号 ②番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令 25、27、28、29				
5. 評価実施機関における	担当部署				
①部署	青梅市健康福祉部健康課				
②所属長の役職名	健康課長				
6. 他の評価実施機関					
7. 特定個人情報の開示・	訂正•利用停止請求				
請求先	総務部 文書法制課 情報公開文書係 198-8701 青梅市東青梅1-11-1 問合せ先 電話番号 0428-22-1111				

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ 連絡先 健康福祉部 健康課 198-8701 青梅市東青梅1-11-1 問合せ先 電話番号 0428-22-1111 9. 規則第9条第2項の適用 直開した理由

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数							
評価対象の事務の対象人数は何人か		[10万人以上30万人未満]			<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上		
いつ時点の計数か		令和6	年11月1日 時点				
2. 取扱者	2. 取扱者数						
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上	2) 500人未満	
いつ時点の計数か		令和6年11月1日 時点					
3. 重大事故							
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人 情報に関する重大事故が発生したか		[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり	2) 発生なし	

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果

基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類 <選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 「 基礎項目評価書及び重点項目評価書] 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記 載されている。 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。) <選択肢> 1) 特に力を入れている 目的外の入手が行われるリ 十分である 1 スクへの対策は十分か 2) 十分である 3) 課題が残されている 3. 特定個人情報の使用 <選択肢> 目的を超えた紐付け、事務に 1) 特に力を入れている] 必要のない情報との紐付けが 十分である 2) 十分である 行われるリスクへの対策は十 3) 課題が残されている 分か <選択肢> 権限のない者(元職員、アク 1) 特に力を入れている 十分である] セス権限のない職員等)に 2) 十分である よって不正に使用されるリスク 3) 課題が残されている への対策は十分か 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託]委託しない <選択肢> 1) 特に力を入れている 委託先における不正な使用 十分である] 等のリスクへの対策は十分か 2) 十分である 3) 課題が残されている 5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [〇]提供・移転しない <選択肢> 1) 特に力を入れている 不正な提供・移転が行われる] リスクへの対策は十分か 2) 十分である 3) 課題が残されている 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続]接続しない(提供)]接続しない(入手) <選択肢> 1) 特に力を入れている 目的外の入手が行われるリ [十分である] スクへの対策は十分か 2) 十分である 3) 課題が残されている <選択肢> 1) 特に力を入れている 不正な提供が行われるリスク 十分である] への対策は十分か 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・	消去					
特定個人情報の漏えい・滅 失・毀損リスクへの対策は十 分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
8. 人手を介在させる作業						
人為的ミスが発生するリスク への対策は十分か	Г]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
判断の根拠						
9. 監査						
実施の有無	[〇] 自己点検	[] 内部盟	盖査 [] 外部監査			
10. 従業者に対する教育・	啓発					
従業者に対する教育・啓発	[特に力を入れて行ってい	්ති]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない			
11. 最も優先度が高いと表	えられる対策	[0)]全項目評価又は重点項目評価を実施する			
最も優先度が高いと考えられ る対策	3) 権限のない者によって4) 委託先における不正な5) 不正な提供・移転が行6) 情報提供ネットワークシ	事務に必要のない 不正に使用される 使用等のリスクへの われるリスクへの システムを通じて システムを通じて システムを通じて い・滅失・毀損リス	い情報との紐付けが行われるリスクへの対策 るリスクへの対策 への対策 の対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 不正な提供が行われるリスクへの対策			
当該対策は十分か【再掲】	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
判断の根拠						

変更箇所

久人回!	7 1				
変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年4月27日	I 1.②事務の概要		・予防接種の実施後に、接種者からの申請に 基づき、新型コロナウイルス感染症予防接種証	事後	
令和4年4月27日	I 3.法令上の根拠		(予防接種法)(追記)	事後	
令和4年4月27日	Ⅱ1.いつ時点の計数か	令和3年12月1日 時点	令和4年4月1日 時点	事後	
令和4年4月27日	Ⅱ2.いつ時点の計数か	令和3年12月1日 時点	令和4年4月1日 時点	事後	
令和6年1月15日	Ⅱ1.いつ時点の計数か	令和4年4月1日 時点	令和6年1月1日 時点	事後	
令和6年1月15日	Ⅱ2.いつ時点の計数か	令和4年4月1日 時点	令和6年1月1日 時点	事後	
令和6年1月15日	IVリスク対策 9.従業者に対 する教育・啓発	十分に行っている	特に力を入れて行っている	事後	
令和6年12月24日	評価書	予防接種関係事務 基礎項目評価書(新型コロ ナウイルス感染症対策にかかる予防接種事務)	予防接種関係事務 基礎項目評価書(新型コロナウイルス感染症対策にかかる予防接種事務) 【令和6年9月30日終了】	事後	規則第11条(重要な変更)に 当たらない(事業終了に伴う変 更)
	I 関連情報1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務②事務の概要		新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務 ・ワクチン接種記録システム(VRS)へ予防接種対象者及び発行した接種券の登録を行う。 【令和6年3月31日終了】 ・予防接種の実施後に接種記録等を登録、管理し、他区市町村へ接種記録の照会・提供を行う。 【令和6年3月31日終了】 ・予防接種の実施後に、接種者からの申請に基づき、VRSを使用し新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付を行う。【令和6年9月30日終了】	事後	規則第11条(重要な変更)に 当たらない(事業終了に伴う変 更)
令和6年12月24日	I 関連情報3. 個人番号の 利用	番号法第9条第1項 別表第一の10項	番号法第9条第1項 別表14項	事後	規則第11条(重要な変更)に 当たらない(事業終了に伴う変 更)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年12月24日	I 関連情報4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	1、情報提供の根拠 (1)番号法第19条第8号 別表第二 16の2 の項 (2)番号法別表第二の主務省令で定める事務 および情報を定める命令 12条の2 2、情報照会の根拠 (1)番号法第19条第8号 別表第二 16の2、 17、18、19の各項 (2)番号法別表第二の主務省令で定める事務 および情報を定める命令 12の2、12の3、13、13の2の各条	1、情報提供の根拠 (1)番号法第19条第8号 (2)番号法第19条第8号に基づく利用特定個 人情報の提供に関する命令 25、26、28 2、情報照会の根拠 (1)番号法第19条第8号 (2)番号法第19条第8号に基づく利用特定個 人情報の提供に関する命令 25、27、28、29	事後	法改正による変更
令和6年12月24日	I 関連情報5. 評価実施に おける担当部署	青梅市健康福祉部健康課(新型コロナウイルス ワクチン接種担当兼務)	青梅市健康福祉部健康課	事後	組織改正による変更
令和6年12月24日	I 関連情報5.評価実施に おける担当部署	健康課長(新型コロナウイルスワクチン接種担当主幹兼務)	健康課長	事後	組織改正による変更
令和6年12月24日	I 関連情報8.特定個人情報ファイルの取り扱いに関する問い合わせ	健康福祉部健康課新型コロナウイルスワクチン 接種担当	健康福祉部健康課	事後	組織改正による変更
令和6年12月24日	Ⅱしきい値判断項目1・対象人 数 いつ時点の計数か	令和6年1月1日時点	令和6年11月1日時点	事後	
令和6年12月24日	IIしきい値判断項目2. 取扱 者数 いつ時点の計数か	令和6年1月1日時点	令和6年11月1日時点	事後	
令和6年12月24日	Ⅳ リスク対策5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)	【 】提供・移転しない	【〇】提供・移転しない	事後	規則第11条(重要な変更)に 当たらない(事業終了に伴う変 更)
令和6年12月24日	IV リスク対策8. 人手を介在させる作業	【 】人手を介在させる作業はない	【〇】人手を介在させる作業はない	事後	規則第11条(重要な変更)に 当たらない(事業終了に伴う変 更)